

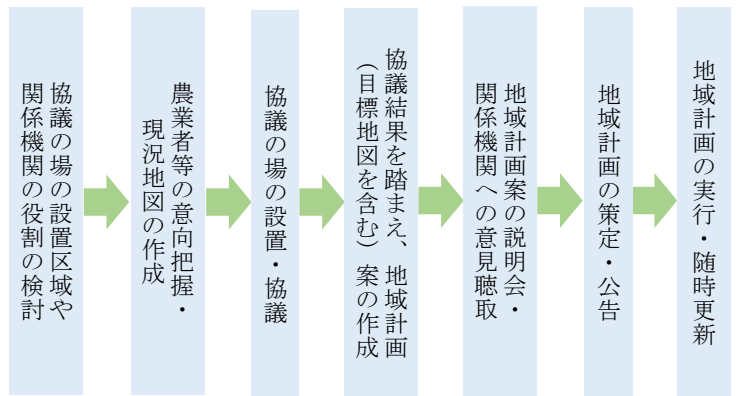
今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されています。このような中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題です。

このため、（１）地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、（２）それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めることを定めた農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和５（２０２３）年４月に施行され、各市町村において地域計画の策定に向けた取組が行われてきました。

策定期限を迎えた令和７（２０２５）年３月末において、九州では３,５４０地区の地域計画が策定されたところであり、今後はその達成に向けた取組や継続した話し合いによる将来像の明確化に向けた取組が始まろうとしています。

九州管内の取組状況（令和７（２０２５）年３月末速報値）及び地域計画策定フロー図

県名	策定市町村数	策定地区数
福岡県	52	425
佐賀県	20	343
長崎県	21	428
熊本県	45	420
大分県	17	473
宮崎県	26	791
鹿児島県	43	660
九州計	224	3,540



資料：九州農政局調べ

注：速報値であるため、今後、数値の修正が生じる場合がある。

【事例】【地域計画策定の先行モデル市町村の取組】

九州農政局では、地域計画策定に取り組む市町村を後押しするため、各県と連携・協力し、地域計画策定の先行モデル市町村（令和５（２０２３）年３月１日現在）を選定し、伴走型のサポート活動を実施してきました。

そのひとつである長崎県西海市は、地域計画の取組を広く市民に知ってもらうため、親しみやすいデザインを用いたパンフレットを作成し、市広報誌に挟み込む形で市内全戸（約１０,０００世帯）に配布しました。

西海市は農業委員会など関係機関とともに地域の農業者等と一体となって策定作業に取り組み、令和７（２０２５）年３月末までに予定していた全１２地区で地域計画を策定しました。今後は策定した地域計画のブラッシュアップとともに、その達成に向けた取組を進めることとしています。

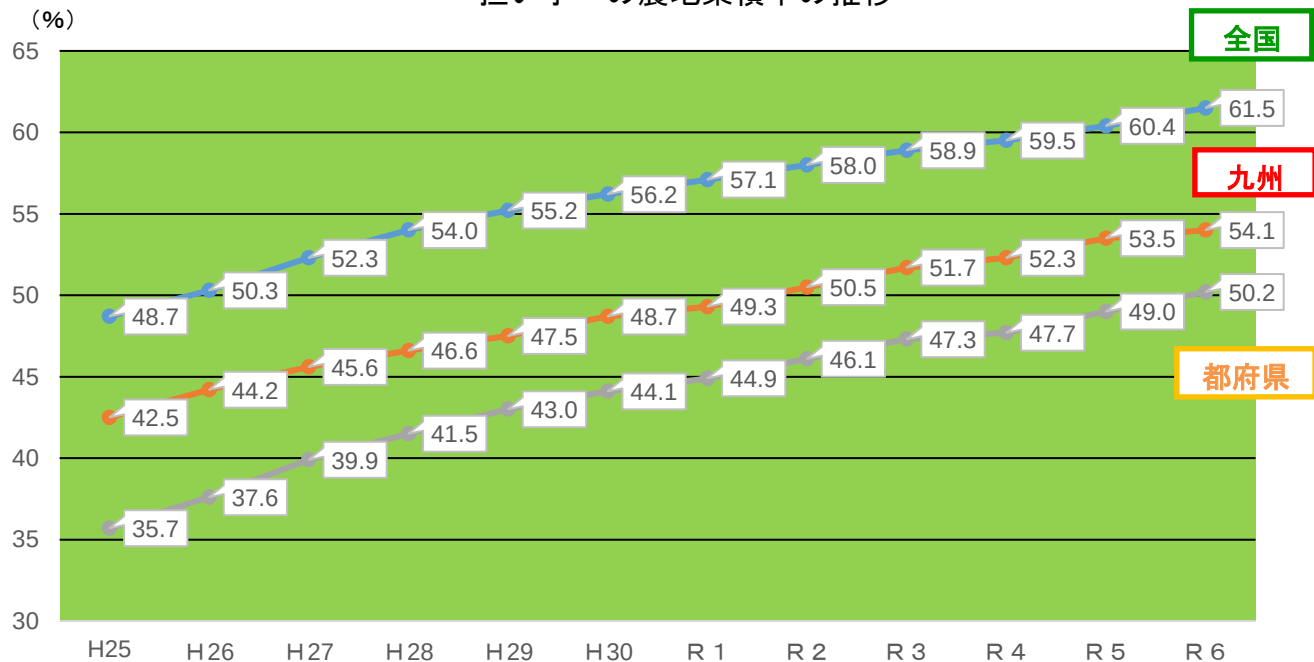


令和６年度に配布したパンフレットの一部

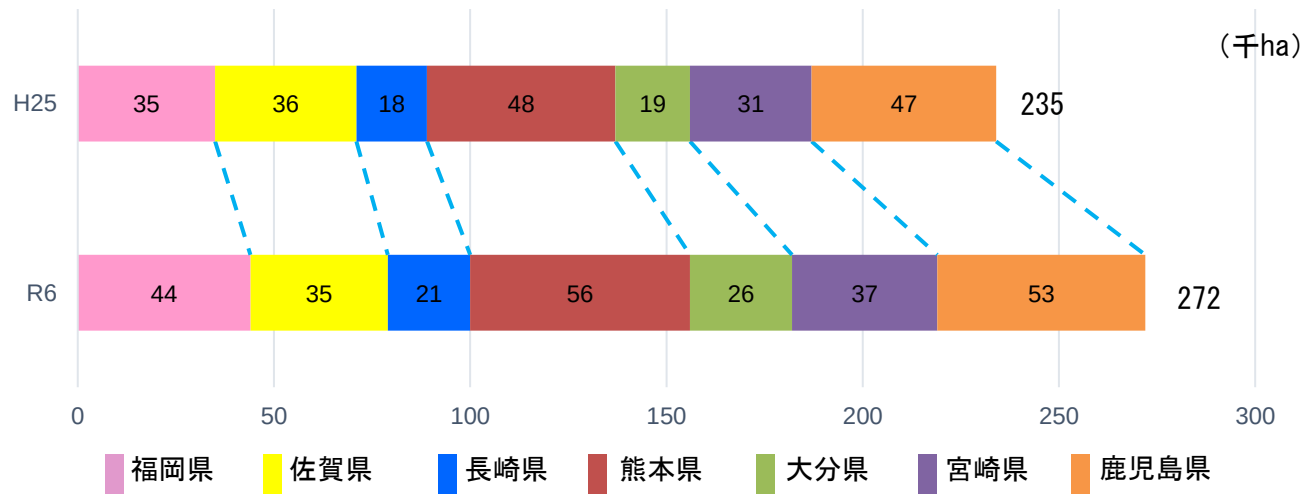
九州における担い手への農地集積率は、平成25(2013)年度は42.5%となっていました
が、平成26(2014)年の農地中間管理機構（以下「機構」という。）設置以降着実に伸び
ており、令和6(2024)年度は54.1%となりました。

農業者の減少が進行する中、農業の生産基盤を維持する観点から、農地の受け手とな
る農業経営体の役割が一層重要となっていることから、九州農政局では農地の集約化等
の更なる加速化に向け、各市町村における地域計画策定のサポートと併せて、農地中間
管理事業の実施による農用地の利用権設定等が円滑に行われるよう、各県・機構と協力
して促進計画の策定に向けた体制整備を進めてきたところです。

担い手への農地集積率の推移



九州各県における担い手への農地集積面積の推移（ストックベース）



資料：農林水産省調べ

人 — 認定農業者制度 —

【認定農業者数は減少、法人経営体は増加】

認定農業者制度とは、経営の規模拡大、生産方式の合理化等の経営改善に取り組む農業者の計画を市町村等が認定し、重点的に支援措置を講じようとするものです。近年、農業者の営農活動が広域化していることを踏まえ、令和2(2020)年4月から市町村の区域や都道府県の区域を越える経営については、都道府県又は国が認定する広域認定の仕組みが措置されました。

九州における令和6(2024)年3月31日現在の認定農業者数は42,813経営体で、全国の約2割を占めており、熊本県が9,913経営体(全国3位)、鹿児島県が7,438経営体(同9位)、宮崎県が7,256経営体(同10位)となっています。

認定農業者数は平成22(2010)年をピークに減少傾向にあるものの、法人の認定数は5,452経営体と増加傾向にあり、平成22(2010)年と比較すると約1.9倍となっています。

営農類型別の認定状況は、複合経営*1が全体の約4割となっており、単一経営*2でみると、全国に比べ施設野菜や肉用牛・養豚・養鶏等の割合が高く、稲作の割合が低くなっています。

- *1 複合経営とは、経営体毎の農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない経営
*2 単一経営とは、経営体毎の農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める経営

認定農業者の認定状況(令和6年3月末現在)

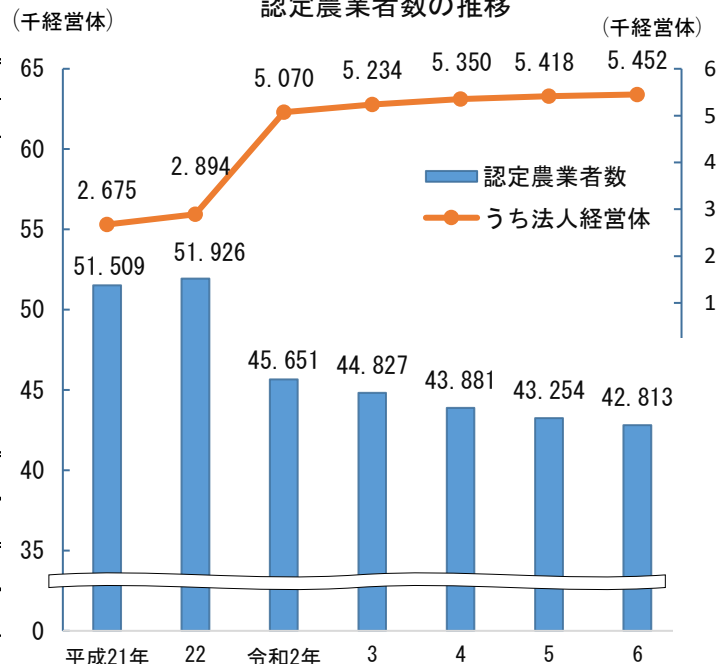
単位: 経営体

県名	認定農業者数	前年増減	うち	
			法人数	前年増減
福岡県	5,706	-139	770	-5
佐賀県	3,598	10	297	4
長崎県	5,011	-62	373	0
熊本県	9,913	7	1,119	21
大分県	3,733	-63	739	10
宮崎県	7,256	-125	821	-6
鹿児島県	7,438	-89	1,264	-4
県計	42,655	-461	5,383	20
九州農政局	158	20	69	14
九州計	42,813	-441	5,452	34
全国	216,784	-3,112	29,128	411

資料: 農林水産省経営局経営政策課調べ

※九州農政局欄は、管内の複数県にまたがる経営の認定数

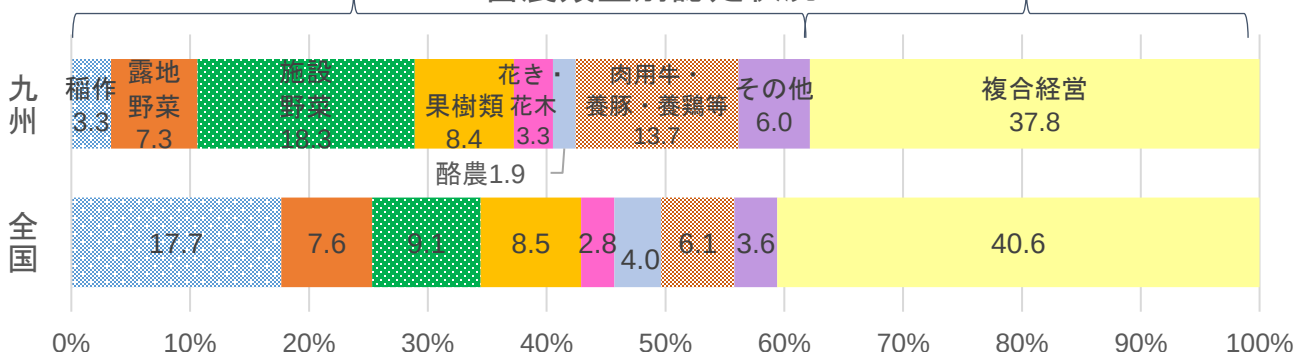
認定農業者数の推移



単一経営

営農類型別認定状況

複合経営



資料: 農林水産省経営局経営政策課調べ

人 — 農業経営の法人化 —

【法人化が着実に進展】

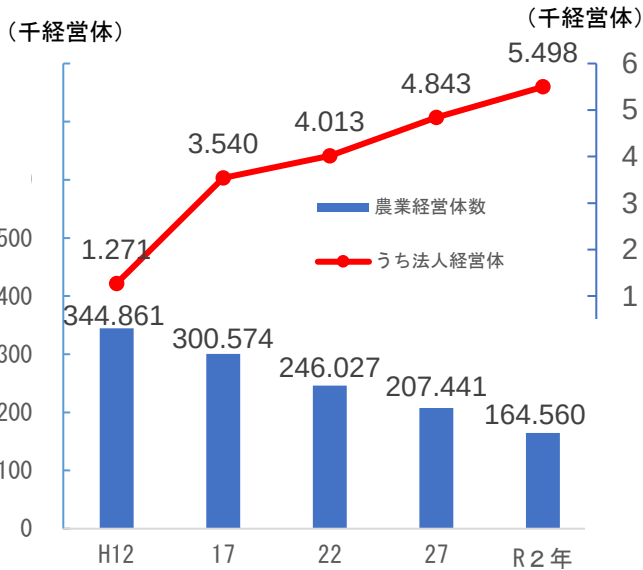
農業経営の法人化は、経営管理の高度化、対外信用力の向上、安定的な雇用の確保、円滑な経営継承などの効果が期待されます。各県においては、経営上の課題に応じた専門家派遣等を行う農業経営・就農支援センターを設置し、農業経営の法人化や経営発展に向けた取組を支援しています。

九州の法人経営体数は年々増加しており、令和2（2020）年時点で5,498法人となっています。農業経営体数が減少する中で農業経営の法人化は着実に進んでいます。集落営農についても、全体の組織数が減少する中、集落営農法人（828法人^{*1}）は増加傾向にあります。

また、農地を所有できる農地所有適格法人は3,655法人^{*2}（対前年比100.03%）、リース方式^{*3}により農業参入した一般法人は451法人^{*4}（対前年比101.6%）と、いずれも着実に増加しています。

*1 令和6（2024）年2月1日現在、*2及び*4 令和5（2023）年1月1日現在、*3 リース方式：解除条件付きで、一般法人の農地の借入れを可能とするもの

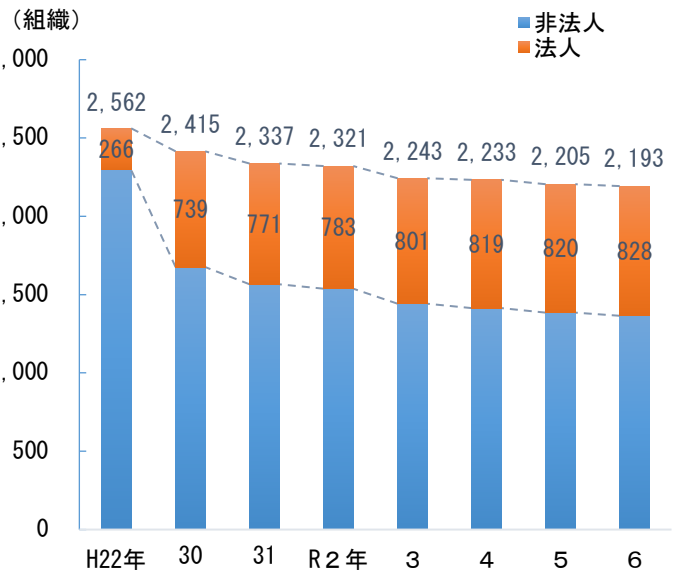
農業経営体数と法人経営体の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

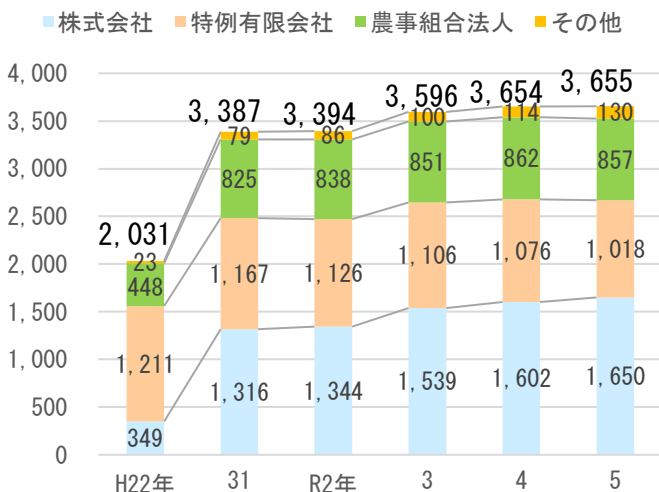
注：法人経営体とは、農業経営体のうち法人化して事業を行う者

集落営農数、集落営農法人の推移



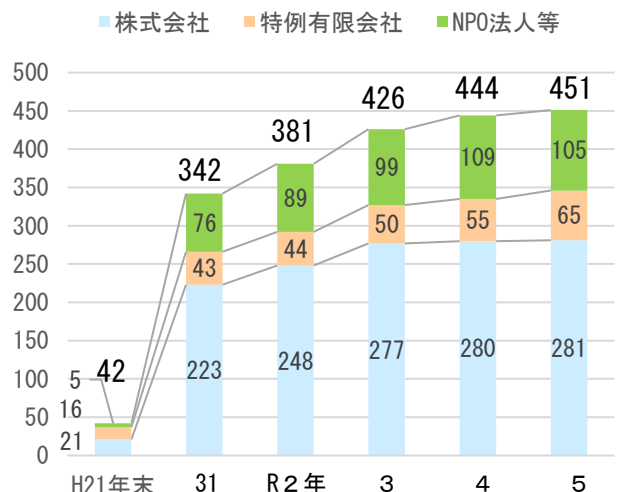
資料：農林水産省「集落営農実態調査（確報）」

農地所有適格法人数の推移



資料：農林水産省経営局農地政策課調べ

一般法人の農業参入状況



資料：農林水産省経営局農地政策課調べ

【九州の認定新規就農者】

令和5(2023)年度中に新規に認定を受けた認定新規就農者(市町村から青年等就農計画の認定を受けた農業者)数は524経営体となっており、全国2,425経営体の約22%を占めています。

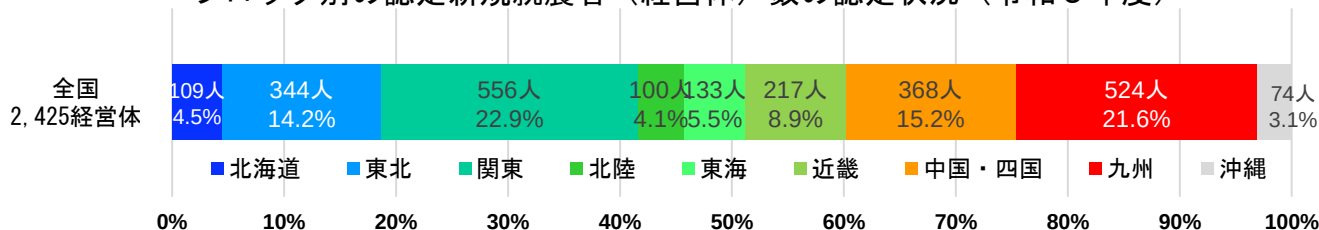
管内県別でみると鹿児島県113経営体、熊本県106経営体、福岡県105経営体の順となっています。

認定新規就農者に対しては、早期の経営安定に向けたメリット措置(経営開始資金、経営発展支援事業、青年等就農資金等)を集中的に実施しています。

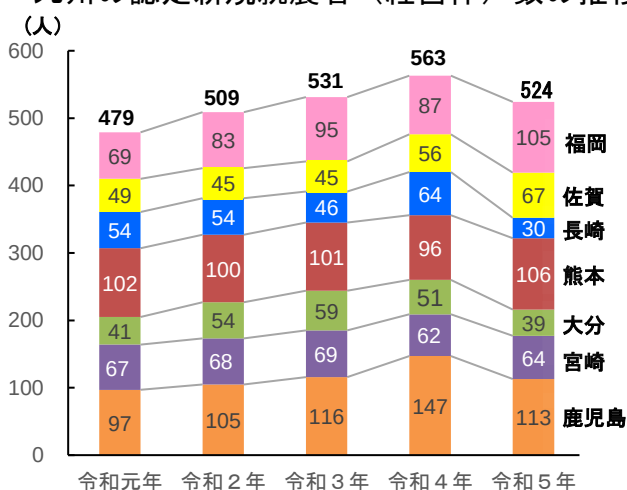
近年、少子化等により認定新規就農者数は減少傾向にありましたが、令和元年以降は500人前後で推移しています。

また、営農類型別では、施設野菜、肉用牛が全国と比較して高い割合となっています。

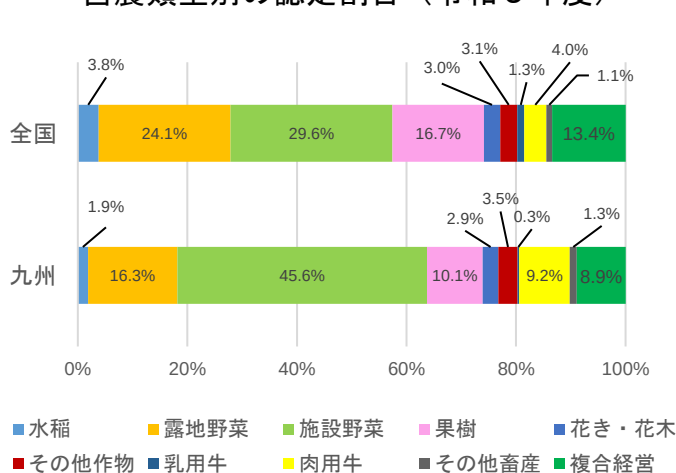
ブロック別の認定新規就農者(経営体)数の認定状況(令和5年度)



九州の認定新規就農者(経営体)数の推移



営農類型別の認定割合(令和5年度)



資料：農林水産省公表「認定新規就農者の認定状況」を基に九州農政局で作成

【事例】研修期間中に独立経営方式へ移行することで経営者マインドを醸成

【公益財団法人 志布志市農業公社(鹿児島県)】

農畜産物の輸入自由化、価格低迷、後継者不足などを背景に、平成8(1996)年に行政とJAが連携して志布志町農業公社を立ち上げ、ピーマンを対象品目として新規就農者の育成を開始しました。

特徴的な取組として、研修2年目に、農業公社の斡旋を受けて就農地を確保し、研修生は1年目の研修を踏まえ、自ら生産したものを出荷して得る収益で生計を立てています。(独立経営方式)JAのピーマン部会員は、平成8(1996)年農業公社設立時の35人から令和6(2024)年には100人(農業公社卒業生約7割)と大幅に増加し、平均年齢も若返っています。



研修生の皆さん

【女性農業者の経営・社会参画の推進】

女性は基幹的農業従事者の約4割を占める重要な担い手です。今後の農業の発展、地域経済の活性化のためには、女性農業者が活躍しやすい環境を整備することが重要です。

九州農政局は、「第5次男女共同参画基本計画（令和2（2020）年12月閣議決定）」に基づき、農業委員や農業協同組合役員、土地改良区理事への女性登用促進の働きかけや、女性農業者のスキルアップと交流を目的としたイベントの開催、意欲的に農業経営を展開する女性農業者の事例を収集し、ホームページで紹介する等の取組を行っています。

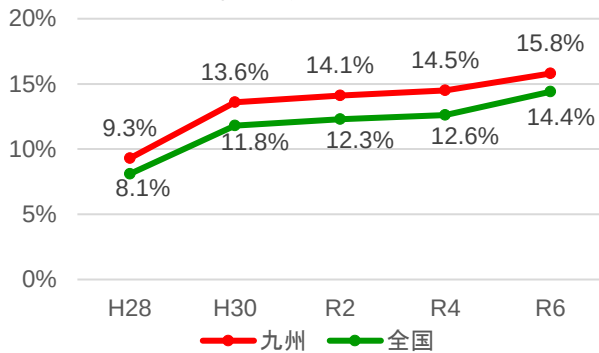
また、九州管内の女性農業者の取組や活躍に資する情報を、Facebookグループ「九州農業女子トークルーム」でも発信しています。

今後も、引き続き女性農業者が輝いて活躍できる取組を推進します。

事例情報「九州のがんばる女性農業者」

<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/keiei/danjyo/jyoshi.html>

農業委員に占める女性の割合の推移
各年10月1日現在



資料：農林水産省経営局調べ



女性農業者向けイベント



女性農業者の事例

【九州農業女子スクール】

令和7（2025）年1月21日、佐賀県で開催された「全国農業担い手サミットinさが（1月22日・23日）」に合わせて、九州の女性農業者を対象とし、県域を越えた連携や活動の広がり促進を目的に「九州農業女子スクール」を開催しました。農業女子の取組全体を「学校」に見立て、セミナーとグループワーク及び交流会を展開。講師として登壇いただいた佐々木理恵氏は、九州の朝のニュースと気象情報でお馴染みで、気象予報士として活躍される傍らMBA（経営学修士）も取得されています。

1時間目「理科」、2時間目「社会」として、気象や経営、ブランディングなどの授業を受け、終始和気あいあいとした雰囲気、参加者自身の経営のスキルアップを目指しました。「給食」の時間には、佐賀県神埼市の香月涼子氏のいちごミルクプリンを味わいながら6次産業化について、嬉野市の松田二郎氏の嬉野茶を味わいながら高付加価値化の事例について、それぞれご本人からお話いただきました。

「ホームルーム」では交流会を行い、女性農業者の知識と繋がりを深める実り多い1日となりました。



佐々木理恵氏



香月涼子氏



松田二郎氏



参加者集合写真

人 — 農業分野における外国人材の受入れ —

【労働力不足を背景とした外国人材の活用】

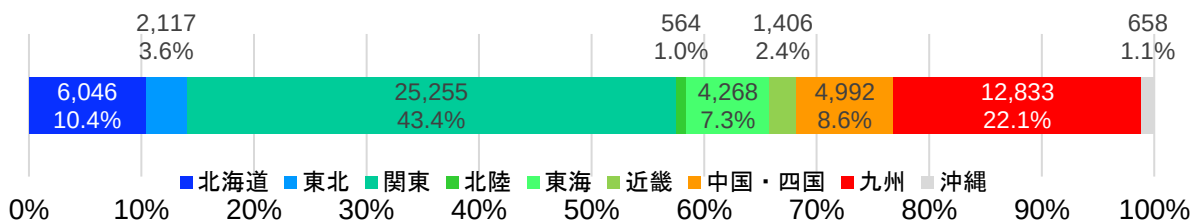
九州は、農業分野の外国人材の受入れが盛んな地域です。令和6（2024）年10月現在で全国の農業分野外国人材58,139人^{*}の22.1%にあたる12,833人が九州で働いています。

県別での受入れ人数は、熊本県が5,165人、福岡県が2,120人、鹿児島県が2,056人の順になっています。特定技能1号（農業分野）外国人材の出身国については、九州では全国と比較して、フィリピンやカンボジアの割合が高い傾向があります。

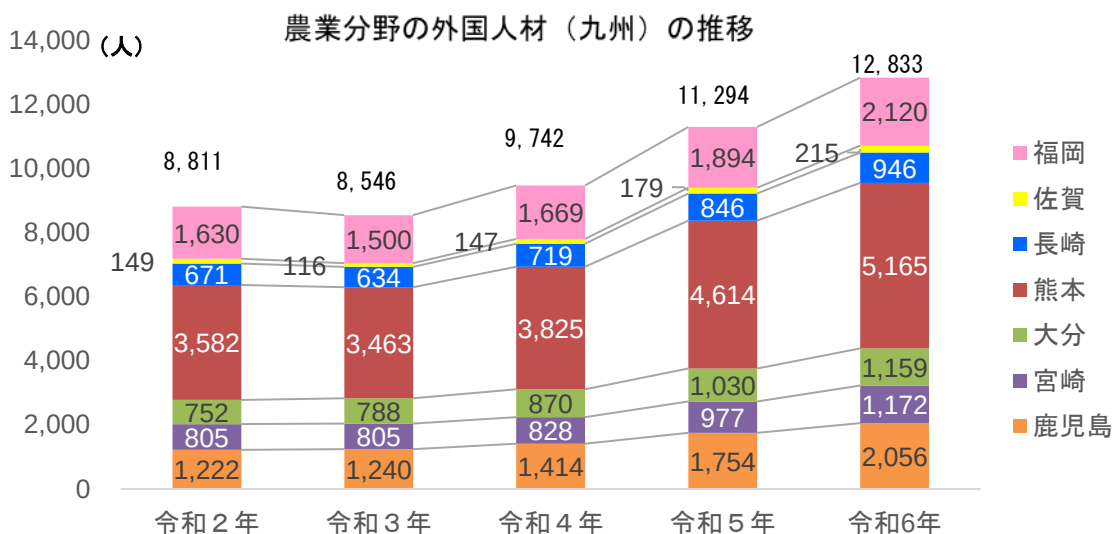
近年は新型コロナウイルス感染拡大の影響等で水際対策が開始された令和2（2020）年以降、外国人材の数は一旦、減少しましたが、令和4（2022）年3月より水際対策が段階的に緩和され、再び増加に転じました。

高齢化や担い手の減少で労働力不足といわれる農業の現場で、九州が外国人材の働く場として選ばれ続けるためには賃金や福利厚生、労働環境、生活支援の各種整備を行っていくことが重要です。

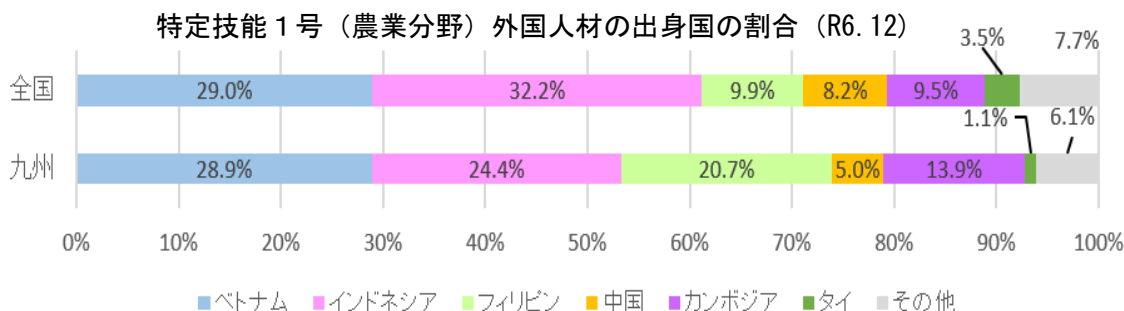
^{*} 厚生労働省HP：「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（R6.10）より



資料：各県労働局HPで公表されている「外国人雇用状況」令和6（2024）年10月を基に九州農政局で作成



資料：各県労働局HPで公表されている「外国人雇用状況」（R6.10）を基に九州農政局で作成



資料：出入国管理庁HPで公表されている「特定技能在留外国人の公表（特定技能1号）」（R6.12）を基に九州農政局で作成